

令和2年7月14日

国土交通省

都市公園法第5条に基づく公園施設の設置又は管理及び第6条に基づく都市公園の占用の許可の
家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて
(ガイドライン)

1. 国土交通省は行政機関である。
2. 都市公園法第5条に基づく公園施設の設置又は管理及び第6条に基づく都市公園の占用（以下、「設置管理等」という。）の許可のうち、以下の全ての要件を満たす場合には、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当するものと考えられる。
 - ① 公園管理者（国又は地方公共団体）が、申請者に対し、管理する都市公園区域内の土地又は建物について、設置管理等の許可を与えていること。
 - ② 申請者が、当該土地又は建物を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであること（申請者が、当該土地又は建物を他人に継続的に使用させることで収益を得る事業に供している場合を除く）。
 - ③ 申請者は、公園管理者に対し、設置管理等の対価として、使用料（金銭）を支払う債務を負っていること。
 - ④ 申請者による土地又は建物の設置管理等が継続的に行われるものであること（特定の日又は時間のみの設置管理等でないこと）。
 - ⑤ 申請者は、公園管理者に対し、設置管理等の期間満了時に土地及び建物を返還する義務を負っていること。
3. 上記2. の設置管理等に基づき支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第5条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下の金額とする。
 - ・設置管理等の許可書等に記載された使用料の月額相当分の額
4. 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記2. の設置管理等であると判断し、上記3. の金額を給付申請の対象とすることができる。
 - ・申請書に次の書面が添付されていること
 - a.上記2. の要件を満たす設置管理等の許可であり、かつ設置管理等の使用料が分かる書面に、当該公園管理者の印（公印省略を含む。）が付されているもの
 - 例 設置管理許可書、占用許可書 等
 - b.使用料の支払いを証する書面（領収証、通帳の写し等）

以上